

昭和七年法律第一號中改正法律案
滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件
 外四件委員會會議錄
速記
 第四回

昭和七年六月九日(木曜日)午後三時五分開議

委員長 岡田 忠彦君

理事	鈴木	義隆君
理事	小谷	節夫君
理事	西脇	晉君
理事	中村	繼男君

本多貞次郎君	小高長三郎君
金光 庸夫君	高橋熊次郎君
太田 正孝君	上原平太郎君
天辰 正守君	増田 義一君
野田文一郎君	比佐 昌平君
清水留三郎君	池田 秀雄君
池田 敬八君	

同日恩給法中改正法律案（松實喜代太君外一名提出）ノ審査ヲ本委員ニ付託セラレタリ

大藏政務次官 堀切善兵衛君

大藏省主税局長 中島 鐵平君

大藏省理財局長 富田勇太郎君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

昭和七年法律第一號中改正法律案
（滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲公
債發行ニ關スル件）（政府提出）

昭和七年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案（政府提出）

行政整理又ハ軍備整理ニ際シ退官退職シタル者等ニ交付スル公債發行ニ關スル法律案(政府提出)

昭和七年度以降國債償還資金ノ繰入
一部停止ニ關スル法律案（政府提出）

國債ノ價額計算ニ關スル法律案（政府提出）

恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律

○岡田委員長 ソレデハ會議ヲ開キマ

ス、昨日質問ヲ打切リマシタガ、今日
特ニ金光君、中村君ノ御質問ヲ許シマ
ス

ス

○金光委員 私ハ國債ノ價額計算ニ關スル法律案ニ付テ、大藏省ノ政府委員ニ御尋ネシタイト存ジマス、本案ハ洵

ニ結構ナ案ト存ジマスガ、公債ノ買入
價格ト額面トノ差額ハ、元來之ヲ貸借
ト見マスレバ、證文ノ額面ヨリ支拂ツタ

額面ガ少イト云フコトニナルノデアリ
マスカラ、其差額ハ利子ノ前渡トモ見
得ルノデアリマス、又之ヲ買入價格ノ

方カラ見マスレバ、償還ノ際ニ受取ルベキ差額ハ、後利トモ見ラレルノデア

リマス、ソレ故ニ其差額ヲ償還迄ノ期間ニ割當テマシテ、每期ノ價格ニ之ヲ

加算シテ償還迄ノ各期間ノ利廻ガ均等

ニナルヤウニ評價スルコトガ最モ實際

ス、斯ノ如ク「アモタイズ」スル所ノ計算方法ハ、外國ニモ其例ヲ見ルノデアリマシテ、斯様ナ均等利廻評價法ヲ採

用スルコトガ最モ至當デアルト存ジマス、殊ニ保險會社、其他特殊ノ會社等に於キマシテ痛切ニ感ズルデアリマ

スガ、之ニ付テ本案以外他ノ法律規則
等ニ於テ、ソレヲノ特殊ノ會社等ニ付
テ御考慮ヲ拂ハレテハ如何デアラウカ

ト存ジマスガ、此點ヲ御伺致シマス
 ○堀切政府委員 只今ノ金光君ノ御質
 問ノ點デゴザイマスルガ、均等利廻評

價法所謂「アモーチゼーション」ノ方法ニ付キマシテハ、最初本案ヲ編ミマス

際ニモ、大藏當局トシテ考慮シタ點デ
アリマスガ、只今ノ所デハ先ヅ提出致

シマシタヤウニ之ヲ實行シテ見マシ

昭和七年法律第一號中改正法律案
 (滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件) 政府提出
 昭和七年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案(政府提出)
 行政整理又ハ軍備整理ニ際シ退官退職シタル者等ニ交付スル公債發行ニ關スル法律案(政府提出)
 昭和七年度以降國債償還資金ノ繰入一部停止ニ關スル法律案(政府提出)
 國債ノ價額計算ニ關スル法律案(政府提出)
 府提出
 恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律案(政府提出)
 航空外設置ニ關スル建議案(永田良吉君外一名提出)
 恩給法中改正法律案(松實喜代太君外一名提出)

テ、其結果ヲ一ツ見ヨウト云フヤウナ
コトデ、只今ハ之ヲ入レマセヌデゴザ
イマシタガ、御説相當ノ理由アリト私
共ハ考ヘマスルニ依テ、今後今ノ保險
會社其他特別ノ關係ニ付キマシテハ、
尙ホ十分考慮ヲ致シ、サウシテ今後適
當ノ處置ヲ執リタイト、斯様ニ考ヘテ
居リマス

○中村委員 國債優遇ノ問題ニ關聯シ
テ、國債ノ利子ニ對スル所得稅其他ノ
稅金ノ課ケ方ニ付テ一寸御伺ヲ致シテ
見タイト考ヘマス、御承知ノ通り國債
ノ利子ニハ所得稅ヲ課セズト云フコト
ニナツテ居ルノデアリマスガ、現在大
藏省ノ解釋ニ依リマス、利子支拂者
タル者カラ直接利子ノ支拂ヲ受ケタモ
ノデナクテハ國債利子ト認メナイ、ソ
レハ利子ノ賣買デアルト云フ風ニ御解
釋ニナツテ居ルヤウデアリマスガ、譬ヘ
テ申シマス、茲ニ一萬圓ナラ一萬圓
ノ利札ヲ持ツテ居ル、ソレヲ自分ノ取引
銀行ニ、期限ガ來タカラ利子支拂期ニ
至ツテ預金ヲスル、預金ヲ致シマス、
ソレハ利札ノ賣買デアアル、利子ノ支拂
者ハ日本銀行ノ本支店デアルカラ、日
本銀行本支店カラ直接利札ト引換ニ現
金ヲ受取ツタ者ニアラザレバ利子ト解
釋スル譯ニ行カヌ、斯ウ云フヤウニ御
解釋ニナツテ居ルヤウデアリマスガ、サ
ウ致シマス、直接日本銀行ニ行ツテ利

札ト引換ニ利子ヲ貰フト云フコトハ、
是ハ經濟上ノ取引關係カラ申シマシテ
モ、非常ニ敏活ヲ缺ク、サウ云フモノ
デナイト利子ト認メナイト云フコトニ
ナリマス、殆ド國債利子ノ大部分ト
云フモノハ、理論上免稅ガ出來ナイト
云フヤウナ結果ニナルノデアリマシ
テ、是ハ國債優遇ト云フ精神カラ考ヘ
マシテ、非常ニ大キナ問題ニナルヤウ
デアリマスガ、私ノ考ト致シマシテハ、
期限ノ來テ居ル利札デアレバ、ソレヲ
取引銀行ニ賣ラウガ、或ハ預金ニシヤ
ウガ、總テ是等ハ利子ト認メテ、ヤハ
リ國債利子ニ課稅セズト云フ法律ヲ適
用スルガ然ルベキコトデハナイカト考
ヘテ居リマスガ、政府ノ御方針ハ如何
デアリマスカ

○中島政府委員 只今中村君カラ國債
利子ニ付テノ專門ノ御話ガアリマシ
タケレドモ、實ハ中村君ハ其方ニ非常
ニ御堪能デアラセラレマシテ、私此頃
主稅局長ニナリマシテ甚ダ此場合申上
ゲニクイノデアリマスガ、ソコ等ノ關
係ヲ能ク詳細ニシマセヌカラ、今國稅
課長ヲ呼ンデ居リマスカラ、暫ク御待
チヲ願ヒマス

○中村委員 ソレデハ尙ホ後ノ御答辯
ノ材料ニナルカモ知レマセヌカラ、モ
ウ一ツ申上ゲマスガ、内地ノモノニ付
テ取引銀行ニ預入レテモ、

マア利子ダト云フ風ニ見テ稅金ハ免ジ
テ居ルラシイ、所ガ外國デ發行サレタ
日本ノ國債ニ付キマシテハ、其利札ヲ
取引銀行ニ賣ルト云フノカ、依頼スル
ト云フノカ、取立ヲ依頼致シマス、サ
ウスルト爲替相場デ金ハ來ル、所ガ御
承知ノ通り外國デ發行シタル日本國債
ノ利子ノ支拂地ハ、ヤハリ外國ニアッテ
日本ニハナイ、其爲ニ其利札ヲ銀行ニ
取立依頼ヲシテ取得シタル所ノ金ハ利
子ニ非ズ、斯ウ云フ風ニ解釋ニナツテ免
稅ヲシナイヤウナ取扱ニナツテ居ルヤ
ウデアリマスガ、是モ內國債ト同ジ意
味デ、內國債ノ利札ヲ取引銀行ニ入レ
タ場合ト同様ニ行カナケレバナラヌ、
又ソレヲ利子ト認メナイト云フコトニ
ナルナラバ、內國債ノ場合ニ於ケル利
札ヲ銀行ニ入レタノモ同ジヤウニ解釋
シナケレバナラヌノデハナイカ、斯ウ
云フコトニナル

○岡田委員長 話ガ大變細カクテムヅ
カシイヤウデスガ、此處デ懇談的ニ當
局ニ話シテハドウデスカ

○中島政府委員 只今中村君ノ御質
問ハ、此處デ御懇談願ヒマシタガ、國
稅課長モ能ク「ポイント」ヲ諒解致シ兼
ネルト云フコトデアリマスカラ、出來
マスナラバ便宜ノ方法ヲ御執リ下サッ
テアナタノ御考ノ在ル所ヲ能ク分ラシ
テ頂ケバ大變結構ダト思ヒマス

○岡田委員長 中村君ニ申上ゲマス、
只今ノ御質問ハ詳細ニ互ツテ居ルノデ
アリマスガ、併シ相當理由アルモノナ
ラバ、アナタノ御希望ニ副フヤウニシ
タイト云フコトデアリマスカラ、ソレ
デ御諒承願ヒマス

○中村委員 承知致シマシタ

○岡田委員長 ソレデハ質問ヲ打切
リ、討論ニ入リマス、六案ヲ一括シテ
議題ニ供シマス、御發議ハアリマセヌ
カ

○金光委員 各案共我國ノ現狀ニ鑑ミ
マシテ必要缺クベカラザル提案ナリト
認メマス、仍テ總テ原案ニ贊成致シマ
ス、希クハ滿場一致御贊成アラント
ヲ切望致シマス

○西脇委員 各案トモ原案ニ贊成致シ
マス、理由ハ本會議デ述ベマス

○岡田委員長 討論終結シマシタ、本
案ニ御贊成ノ方ハ起立

〔贊成者起立〕

○岡田委員長 全員一致贊成、原案ニ
決シマス、是デ散會致シマス

午後三時二十分散會